

第6章 高齢者の尊厳に配慮したケアの推進

第1節 高齢者の権利擁護

第2節 認知症対策の推進

第6章 高齢者の尊厳に配慮したケアの推進

第1節 高齢者の権利擁護

誰もが安心して暮らせるよう、関係機関と連携しながら、福祉サービス利用援助事業や成年後見制度の利用など、権利擁護に関する知識の普及や仕組みを周知し、制度の利用支援に努めます。

また、家庭内や施設内での高齢者への虐待を未然に防止するため、高齢者虐待の早期発見、予防、支援を行う仕組みづくりを関係機関と連携しながら推進していきます。

(1) 高齢者虐待に対する取組み

地域包括支援センターと連携し、高齢者虐待防止マニュアルを作成し、関係機関や関係団体との相互連携を図り、実態把握から対応まで継続的に支援していきます。

また、高齢者への虐待については、背景に介護疲れなどの場合もあることから、介護負担の軽減を図るための支援策を推進するとともに、高齢者虐待を未然に防止するため、高齢者の虐待防止や発見時の通報方法などの知識の普及に努め、地域全体の意識を高めていきます。

(2) 成年後見制度の利用支援

地域包括支援センターなどで、高齢者の権利擁護に関する相談に対応し、支援が必要な高齢者が円滑に制度を利用できるよう、情報提供や制度利用について支援を行うとともに、社会福祉協議会が行う福祉サービス利用援助事業との連携に努めます。

また、成年後見制度が必要な高齢者で、成年後見審判の申立てを行う親族等が存在しない場合、町長が本人の保護の家庭裁判所への申立てを行います。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
相談数（件）	1	0	0
利用者数（人）	0	0	0

(3) 権利擁護体制の充実

高齢者や障がい者等への虐待及びその他の権利侵害の防止、権利を守るための支援など、権利擁護支援センター機能を備えた地域における総合的な支援体制の整備を図ります。

第2節 認知症対策の推進

介護が必要になった理由の上位に位置づけられる認知症への対応は、国が示した第5期計画における重点項目にも挙げられており、今後、高齢化の進展によりさらに増加することが予測されます。

本町でも要介護認定時の調査結果を見ると認知症高齢者は年々増加傾向にあり、介護保険制度の健全な運営及び地域における安心な生活の確保からも、認知症対策を推進することが重要となっています。

認知症への対応は本人・家族だけでなく、周りの理解や支援も重要となることから、本町では認知症サポーター養成講座やその他の講習会、住民相談などを通じて、認知症に対する理解を深める活動を行い、認知症の早期発見と地域での見守りにつなげています。

(1) 知識の普及・啓発

認知症に対する誤解や偏見を取り除き、認知症に対しての素早い対応が図れるよう、正しい知識の普及啓発に努めています。

今後の施策展開

地域包括支援センターにおける住民相談・指導業務などを通して住民へ認知症に関する知識の啓発に努めています。また、地域包括支援センターが主催して講演会や認知症サポーター養成講座を実施するなど、認知症についての情報提供や正しい知識の普及・啓発の拡充を図ります。

(2) 福祉サービス利用援助事業（権利擁護）

社会福祉協議会との連携により、認知症高齢者の自立した生活を支援するため、福祉サービスなどの利用手続きにおける同行・代行等による援助や日常的な金銭管理サービス等を行います。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者数（人）	5	6	6

今後の施策展開

福祉サービスの利用援助、通帳・印鑑の預かり、日常生活の金銭管理等のサービス提供により、判断能力に不安のある高齢者・障害者等の在宅生活の継続の一助となっています。今後も広報紙等で周知し、継続して利用の促進に努めます。

(3) 認知症サポーター養成講座

認知症に関する正しい知識を普及し、認知症への不安と偏見を解消するため、地域における認知症高齢者やその家族を支援する認知症サポーターの養成に向け計画的に講座を開催します。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
受講者数 (人)	13	42	70

今後の施策展開

認知症サポーターに対する知名度はまだまだ低いため、今後も普及啓発に努めるとともに、認知症サポーター養成講座の講師をするキャラバンメイトを増やすよう努めます。

(4) 認知症の家族の会

在宅で認知症高齢者を介護している家族や介護者に、話し合いの場を提供し、介護方法や相談、情報提供を実施します。

	平成 23 年度
登録人数	8
登録ボランティア数	17

今後の施策展開

認知症高齢者の家族が孤立しないよう、継続し支援していきます。

